

鳥取縣公報

條 例

◇鳥取縣條例第四十二号

昭和二十二年七月鳥取縣條例第二十号鳥取縣稅賦課徵收條例の一部を次のように定める。

昭和二十四年七月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣稅賦課徵收條例中改正條例

第四條 普通稅の項中「十四電話加入權稅」を「十四電話稅」に改め第二十一号の次に次の二号を加える。

二十二 ミシン稅

二十三 庭園稅

同條目的稅の項中「(第一種事業)」を「(法人(特別法人を除く)及び第一種事業)」に改め同項に第二号として次の一号を加える。

昭和二十四年七月一日 外 金 曜 日

本書ノ大きさハ國定規格A5判

二、水利地益稅反別割

第六條を第五條とし同條中「鳥取縣用材檢査規則」を「鳥取縣林產物等檢査規則」に「第一号乃至第四号」を「第一号乃至第三号及び第六号」に改め、次の一項を加える。

立木の伐採後六箇月以内に素材の檢査を受けないと
きは、立木の伐採をもつて素材の取引と、その所有者をもつて引取者とみなす。

第六條を次のように改める。

第六條 ミシン稅はミシン機に對しその所有者にこれを賦課する。

第六條の次に次の三條を加える。

第七條 庭園稅は築山、泉水、小亭、庭木、花壇等庭園の体裁を有する庭に對しその占有者にこれを賦課

する。

第七條の二 都市計画税は法人(特別法人を除く)及び第一種事業税の納税義務を有する者にこれを賦課する。

第七條の三 水利地益税は山林及び原野に対し土地台帳法による土地台帳に登録された所有者(質権又は百年より長い存続期間の定がある地上権の目的たる土地についてはその質権者又は地上権者)又は地方税法第五十二條第四項の規定による使用者にこれを賦課する。

2 山林及び原野の反別は水利地益税調査委員会の調査により知事がこれを決定する。

3 前項の調査委員会に關する規程は知事がこれを定める。

第十一條第二項中「土地及び家屋」を「前項及び地上税法第五十二條第四項、第五十七條第四項及び前項」に改める。

同條第三項を次のように改める。

前項の評定賃貸価格は、その土地及び家屋の品位及び情況に著しい変化があると認めるときは、これを修正することができる。

第十二條第一項及び第二項中「所得金額」の下に「又は収入金額」を加える。

第十二條の次に次の一條を加える。

第十三條 法人の固定資産の償却額の計算は法人税の例による。

第十七條第一項第十号の次に次の八号を加える。

十一、商品であるミシン機

十二、私立学校において直接教育の用に供するミシン機

十三、生活保護法の規定により要保護者として認定された者の所有するミシン機

十四、五坪未満の庭園

十五、宗教法人においてその用に供する境内地又は構内内地内の庭園

十六、史蹟又は名勝として指定された庭園

十七、同一市町村内における同居親族の所有する山林及び原野を合算して一反歩未満のもの(水利地益税)十八、森林法の規定により保安林編入に予定された山林及び原野

第十九條中「電話加入権税」を「電話税」に改める。

第二十一條第一項中「第四章の規定による申告」の下に「(物件税を除く)」を加える。

同條第二項中「所得金額」の下に「又は収入金額」を加える。

同條第四項中「第一項及び第十二條の場合において」を削る。

第三十三條に次の一項を加える。

電氣ガス税の徴收については国庫出納金端数計算法の規定を準用しなす。

第五十九條中「(民法第三十四條の法人を除く)」を「(民法第三十四條の法人及び宗教法人を除く。但し収益を目的とする事業を行う部分についてはこの限りでない)」に改める。

第六十條中「電話加入権税」を「電話税」に「及び木材引取税」を「木材引取税、ミシン税及び庭園税」に

「第三十二号様式」を「第三十二号の三様式」に「及び漁場」を「漁場、ミシン機及び庭園」に「狩獵者免許の等級」を「狩獵免許の年月日」に改める。

第六十六條の二の次に次の一條を加える。

第六十六條の三 地方税法施行規則第二條の二及び第二條の三の規定による届書は別記第二十五号の三様式又は第三十五号の四様式による。

第五章に第六十七條及び第六十八條の二條を加える。

第六十七條 地方税法第百二十五條の規定により納税義務者が申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた者は三万円以下の過料に処する。

第六十八條 第六十六條の三の規定による届出を正当な事由がなくてしなかつた者は三千円以下の過料に処する。

第六十九條 第二項を第三項に改め同項中「前項」を

「前二項」に「臨検又は検査」を「検査、領置臨検、搜索又は差押」に改め同條第二項として次の一項を加える。

地方税法第二百二十六條の二の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押をする吏員は別記第三十七号様式による証票を携帯しなければならない。

第六十九條の次に次の一條を加える。

第六十九條の二 地方税法第二百二十六條の二の規定によつて国税犯則取締法を準用する場合において同法第七條の規定による帳簿物保管差押のため調整すべ

差押目録は別記第三十八号様式、差押物資を所有者、所持者又は市町村に保管させた場合の保管証は別記第三十九号様式、同法第十條の規定による願末書は別記第四十号様式、又は第四十一号様式若しくは第四十二号様式、同法第十四條の規定による通告書は別記第四十三号様式、同法第十九條の規定による通知書は別記第四十四号様式、同法施行規則第二條の規定による差押物件の封印は別記第四十五号様式による。

別表を次のように改める。

縣稅の賦課期日、課稅標準、賦稅率又は課定額、納期及び納稅地

稅目	賦課期日	課稅標準	賦課率又は賦課定額	納期	納稅地
地租	四月一日	土地賃賃價格又は評定賃賃價格	賃賃價格又は評定賃賃價格の百分の二百五十	四月二十日から三月十日まで	土地の所在地
家屋稅	五月一日	家屋賃賃價格又は評定賃賃價格	百分の二百五十	五月二十日から同三十一日まで	家屋の所在地

普

事業稅	特別所得稅	礦產稅	電氣ガソール稅	礦區稅
法人の各事業年度の所得又は収入金額及び清算所得並びに前年(事業廃止の場合)の事業所得又は収入金額	前年(業務廢止の場合)の業務所得	礦產價格	電氣又はガソール金の支拂日	礦區及び面積
同	同	月稅	同	年稅
法人(特別法人を除く)及び個人第一種事業(電氣、ガス供給業及び運送業を除く)の事業所得の百分の七、五 電氣、ガス供給業及び運送業の収入金額の百分の一、〇 特別法人及び個人第二種事業所得の百分の〇、五	第一種業務業務所得の百分の四、〇 第二種業務業務所得の百分の五、〇	礦產價格の千分の四	電氣又はガス料金の百分の五	試掘礦區面積千坪毎に十五円 採掘礦區面積千坪毎に三十円 砂礦區河床でないもの面積千坪毎に十五円
法人に対する分 個人に對する分 地方稅法第七條の規定による分及び事業廢止の場合はその都度定める	業務廢止の場合その都度定める 第一期 八月二十日から同三十一日まで 第二期 十一月二十日から同三十一日まで	毎月二十日から末日まで	電氣又はガス料金の支拂日 毎月二十日から末日まで	十二月二十日から同三十一日まで
縣内の主たる事業所在地	縣内の主たる業務所在地	事業所の所在地	電氣又はガソールの使用地	礦區又は砂礦區の主たる所在地

通		船舶税	自動車税	軌道税	電話税
四月一日	四月一日	四月一日	四月一日	四月一日	同
船舶の総噸數	船舶の噸數	自動車の數	自動車の取得價格	軌道の延長	電話機の數
同	同	年	隨時税	年	同
蒸汽船及び發動機船總噸數一噸につき六十圓 その他 同 四十圓	船舶取得價格の百分の五	客車 十四人乗まで一輛につき五千圓 十四人乗以上一人を増す毎に三百圓を加える 貨物車 千疋積まで一輛につき四千八百圓 千疋積以上五百疋までを増す毎に六百圓を加える	特種自動車 一輛につき 千二百圓 小型自動車 二輪車一輛につき 六百圓 その他同 三百圓 自家用乗用自動車取得價格の百分の十 その他の自動車取得價格の百分の五	軌道の延長一米につき 五圓	電話規則に規定せる四級局区内のもの 電話機一個につき事務所 千圓 住宅用 六百圓 同五級、六級局区内のもの 八百圓 同七級局区内のもの 事務用 四百圓 住宅用 六百圓 共同加入については定額の十分の七とする 電話機一個につき 三百圓
同 四月二十日から 同 三十日まで	その都度定める	第一期 四月二十日から 第二期 同 三十日まで 第三期 同 三十日から 同 三十一日まで	その都度定める	同 四月二十日から 同 三十日まで	その都度定める
主たる定いの場 の所在地	主たる定いの場 の所在地	主たる定置場の所在地	軌道の所在地	電話機の所在地	地

税		木材引取税	不動産取得税	電柱税
漁業権税	四月一日	鳥取縣林産物の検査規則による検査又は伐採の日	不動産取得の日又は登記の日	四月一日
漁業権の権利數	漁業権の評價額	検査を受けた素材の石數	不動産の取得價格	電柱の數
年	同	同	隨時税	年
河川湖沼専用組合員五十人以上まで一権利につき百八十圓 五人以上五十人以上までを増す毎に百三十圓を加える 河川湖沼専用組合員二百人以上まで一権利につき三百五十四圓を加える	定置漁業 評定賃貸價格の百分の四十五 区劃漁業 漁場面積一アールにつき五圓	素材一石につき 十二圓	木柱 鳥取市、米子市、倉吉町の地域にあるもの 本柱 一本につき 三十六圓 支柱 一本につき 十八圓 その他の地域にあるもの 本柱 一本につき 二十二圓 支柱 一本につき 十一圓 鳥取市、米子市、倉吉町の地域にあるもの 一本につき 五十四圓 その他の地域にあるもの 同 三十三圓 鉄塔及びコンクリート塔一基につき百八圓	同 四月一日から 同 三十日まで
漁場の主なる所在地	木材の生産地	不動産の所在地	電柱の所在地	

庭園税	同	入湯の日	狩獵者税 取得の日 狩獵免許	漁業権の 取得の日
	同	同	同	同
庭園の坪数	庭園の坪数	入湯の日数	の狩獵免許 の数	漁業権の 取得の価格
庭園の坪数	同	年税	日税	特別漁業 評定貸賃価格の百分の四十五
庭園の坪数	同	同	同	漁業権取得価格の百分の十
庭園の坪数	同	同	同	特別漁業 評定貸賃価格の百分の四十五
庭園の坪数	同	同	同	漁業権取得価格の百分の十
庭園の坪数	同	同	同	特別漁業 評定貸賃価格の百分の四十五
庭園の坪数	同	同	同	漁業権取得価格の百分の十

水利

地益税

四月一日

山林及び
原野の反別

同

山林
原野

一反歩につき

三五四
円

同四月二十日から
同四月三十日まで

土地の
所在地

都市計画
事業税
除く第一種
事業税

特別法人
(特別法人を
除く)及び第
一事業税

別に定める
條例による

法人に對する
その都度定め
る
個人に對する
地方税第七條
の規定による
分は、その都
度定めらる

納
税
地

別記第十一号様式中「三百円」を「一万五千円」に改める
別記第十九号の二様式中区分の下の「所得金額」を「金額」に「普通所得」を「普通所得又は収入金額」に改め、
同様式の附表として次の様式を加える。

補助金の名称		交付先	金額	補助金の用途	補助金の使途	補助金の使途	補助金の使途																																																																																
計								円	円	円	円	円																																																																											
入金の申告 の繰り上げ の繰り下げ の繰り上げ の繰り下げ	価格平準準備金	価格平準準備金	価格平準準備金	価格平準準備金	価格平準準備金	価格平準準備金	価格平準準備金																																																																																
	価格平準準備金	価格平準準備金	価格平準準備金	価格平準準備金	価格平準準備金	価格平準準備金	価格平準準備金																																																																																
計		円	円	円	円	円	円																																																																																
区 分	価格平準準備金	価格平準準備金	価格平準準備金	価格平準準備金	価格平準準備金	価格平準準備金	価格平準準備金																																																																																
	価格平準準備金	価格平準準備金	価格平準準備金	価格平準準備金	価格平準準備金	価格平準準備金	価格平準準備金																																																																																
計		円	円	円	円	円	円																																																																																
<table border="1"> <tr> <td>保険金額に相当する金額の損金算入の申告</td> <td>自至</td> <td colspan="6">保険金額で当期において取得した資産について圧縮記帳した金額</td> </tr> <tr> <td>保険の目的物</td> <td>前事業年度までに支出した保険金額</td> <td>円</td> <td>(何)に(何)の割合を乗じた金額</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その記帳価格</td> <td>円</td> <td>差引期首現在の要支出保険金額</td> <td>円</td> <td>(何)から(何)を控除した金額</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上のうち被害部分の記帳価格</td> <td>円</td> <td>当期において支出した保険金額</td> <td>円</td> <td>代替資産に附した金額</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取得した保険金額</td> <td>円</td> <td>差引翌期に繰り越す要支出保険金</td> <td>円</td> <td>(何)から(何)を控除した金額</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保険金額に對する被害部分の記帳価格の割合</td> <td>(何) %</td> <td>当期において保險金額で取得した資産の種類</td> <td>円</td> <td>同上のうち法人税法施行規則第十三條の二又第十三條の四の適用を受ける金額</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>当初特別勘定に経理した金額</td> <td>円</td> <td colspan="6">当期において特別勘定に経理した金額</td> </tr> <tr> <td>前期までに利益に組入れた金額</td> <td>円</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>当期に於て利益に組入れた金額</td> <td>円</td> <td colspan="6">保険金のうち代替資産(何)を取得しなかつた金額</td> </tr> <tr> <td>差引翌期に繰越す特別勘定の金額</td> <td>円</td> <td colspan="6">右金額に(何)の割合を乗じた金額</td> </tr> </table>								保険金額に相当する金額の損金算入の申告	自至	保険金額で当期において取得した資産について圧縮記帳した金額						保険の目的物	前事業年度までに支出した保険金額	円	(何)に(何)の割合を乗じた金額	円				その記帳価格	円	差引期首現在の要支出保険金額	円	(何)から(何)を控除した金額	円			同上のうち被害部分の記帳価格	円	当期において支出した保険金額	円	代替資産に附した金額	円			取得した保険金額	円	差引翌期に繰り越す要支出保険金	円	(何)から(何)を控除した金額	円			保険金額に對する被害部分の記帳価格の割合	(何) %	当期において保險金額で取得した資産の種類	円	同上のうち法人税法施行規則第十三條の二又第十三條の四の適用を受ける金額	円			当初特別勘定に経理した金額	円	当期において特別勘定に経理した金額						前期までに利益に組入れた金額	円							当期に於て利益に組入れた金額	円	保険金のうち代替資産(何)を取得しなかつた金額						差引翌期に繰越す特別勘定の金額	円	右金額に(何)の割合を乗じた金額					
保険金額に相当する金額の損金算入の申告	自至	保険金額で当期において取得した資産について圧縮記帳した金額																																																																																					
保険の目的物	前事業年度までに支出した保険金額	円	(何)に(何)の割合を乗じた金額	円																																																																																			
その記帳価格	円	差引期首現在の要支出保険金額	円	(何)から(何)を控除した金額	円																																																																																		
同上のうち被害部分の記帳価格	円	当期において支出した保険金額	円	代替資産に附した金額	円																																																																																		
取得した保険金額	円	差引翌期に繰り越す要支出保険金	円	(何)から(何)を控除した金額	円																																																																																		
保険金額に對する被害部分の記帳価格の割合	(何) %	当期において保險金額で取得した資産の種類	円	同上のうち法人税法施行規則第十三條の二又第十三條の四の適用を受ける金額	円																																																																																		
当初特別勘定に経理した金額	円	当期において特別勘定に経理した金額																																																																																					
前期までに利益に組入れた金額	円																																																																																						
当期に於て利益に組入れた金額	円	保険金のうち代替資産(何)を取得しなかつた金額																																																																																					
差引翌期に繰越す特別勘定の金額	円	右金額に(何)の割合を乗じた金額																																																																																					
除外の申告 場を益算入 額を超過した		銘柄	発行株数	額面金額	発行價額	額面超過額	同上の 1/2 額																																																																																
備考		株	株	円	円	円	円																																																																																

別記第二十号様式の備考に次の一号を加える。
 二 電気ガス供給業及び運送業の場合は第四の「所得金額」とあるのは「収入金額」と読みかえるものとする。

別記第二十号の様式の備考に次の一号を加える。

四 電気ガス供給業及び運送業の場合は第六号の「所得金額」とあるのは「収入金額」と読みかえるものとする。

別記第二十六号様式の題名中「加入権」を削る。

別記第三十号様式の第一中「等級及び」を削る。

別記第三十二号様式中に次の備考を加え同様式の次に次の二様式を加える。

備考

- 一 木材需給調整規則により検査を要しないもの及び第六條第二項により検査を受けないものは第四の「検査年月日及び場所」とあるのは「伐採年月日」と読みかえるものとする。

別記第三十二号の様式

ミシン機に関する申告
 一、ミシン機の所在地
 二、ミシン機の種別及び台数
 三、ミシン機取得原因及び取得年月日
 右申告致します
 住所 所有者氏 名 印

知事宛
 (地方事務所長)

別記第三十二号の三様式

庭園税に関する申告

- 一、庭園の所在地
- 二、庭園の坪数
- 三、庭園築造年月日

住所

占有者氏

名 印

知事宛
 (地方事務所長)

備考 一、略図を添付すること。

別記第三十五号の様式の次に次の二様式を加える。
 第三十五号の三様式

地方税法第五十二條第四項に関する届書

昭和年月日 所有者名
 知事宛 代表者氏 名 印

氏名(住所)	使用期間	使用
始期	終期	地目
市郡(町村)	市郡(町村)	地積
大字地番	大字地番	現況
目地積	目地積	使用理由

別記第三十五号の様式

地方税法第五十七條第四項に関する届書

昭和年月日 所有者名
 知事宛 代表者氏 名 印

氏名(住所)	使用期間	使用
始期	終期	地目
市郡(町村)	市郡(町村)	地積
大字地番	大字地番	現況
目地積	目地積	使用理由

備考 家屋の各階の平面図を添付すること。

別記第三十六号様式の次に次の九様式を加える。

第三十七号様式

縦 八纏 横 五纏

第 号
 鳥取縣 (地方事務所)
 鳥取縣事務吏員 氏 名
 検 税 吏 員 証 縣 印
 昭和 年 月 日 交付
 鳥 取 縣

別記第三十九号様式

保管証

何某に係る地方税法違反嫌疑事件に関する証拠物件として昭和 年 月 日何処に於て差押えられた左記物件は封印のまゝ確に保管致します。

昭和 年 月 日

保管者住所

鳥取縣 (地方事務所) 氏 名

鳥取縣 (地方事務所)
検税吏員何某宛
事務吏員何某宛

記

品名又は名称

数量又は個数

物件所持者の住所氏名

封印方法

備考

第四十号様式

臨検搜索頭末書

犯則嫌疑者何某に対する地方税法違反嫌疑事件につき

昭和 年 月 日 番地に於て鳥取縣 (

地方事務所) 検税吏員何某は何某を立会させて左の通り搜索をした

昭和 年 月 日

鳥取縣 (地方事務所)

検税吏員 何 某 印
事務吏員 何 某 印
立会人 何 某 印

搜索の
の時間
至 時 分
至 時 分

搜索の
場所及び
身体

搜索の
目的たる
物件

搜索の結果発見した帳簿書類及び之に關連する
帳簿書類等一切
通過り差押えた

犯則の事実を証明する營業帳簿及び之に關連する
帳簿書類等一切

臨検、搜索
許可状によ
らない場合

備考1、搜索の時とは、実際に着手終了した時刻を記載
すること。

臨検、搜索
許可状によ
る場合

許可状によ
る場合

許可状によ
らない場合

許可状によ
らない場合

許可状によ
らない場合

許可状によ
らない場合

許可状によ
らない場合

第四十一号様式

差押 頭 末 書

犯則嫌疑者何某に対する地方税法違反嫌疑事件につき
昭和 年 月 日鳥取縣 (地方事務所) 検
税吏員何某は立会人何某を立会せて左の通り差押をな
した

昭和 年 月 日

鳥取縣 (地方事務所)

検税吏員 何 某 印
事務吏員 何 某 印
立会人 何 某 印

差押の 場所	差押の 場合	差押許可 状による	差押許可 ない場合	差押許可 状による	差押許可 ない場合	簡易裁判所
		発付 年月日	発付 年月日	発付 年月日	発付 年月日	判事 何 某
差押物件の品名別紙記載の通り		昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	判事 何 某

備考(1) 差押の時とは差押を完了した時刻を記載すること
(2) 差押の場所の欄には、差押をなした場所を記載
すること。
(3) 差押許可状による場合とよらない場合は差押を
なした事実に基づいて何れか抹消して置くこと。
(4) 参考事項を記載すること。

第四十二号様式

質 問 頭 末 書

住 所 職 業 氏 名 印

00786

右の者何某に係る地方税法違反嫌疑事件に關し昭和
年 月 日に於て本職の質問に対し任意左記の
通り供述した

問……………
答……………
問……………
答……………
問……………
答……………

以上で調査を終了したので茲に顛末を録取して謄み聞
かせたところ誤がない旨申立てたので共に署名捺印を
した

昭和 年 月 日 午 時 分

於前記場所

鳥取縣 (地方事務所)

檢稅吏員 何 某 印

事務吏員 何 某 印

立会人 何 某 印

第四十三号様式

通 告 書

地方税法違反事件、鳥取縣 (地方事務所) 檢稅吏
員何某の報告に基いて調査したところによれば何某は
昭和 年 月 日何処で何々をしたものである。
右の行爲は地方税法第 條に違反しているから同法
第二百二十六條の二により処分しなければならぬ、よ
つて、左に掲げる金額を、この通告書の送達を受けた
日から七日以内に鳥取縣 (地方事務所) に納付す
ることを命ずる。証拠物件として差押えてある何々は
通告履行の後還付する。

一金 罰金又は科料に相当する金額

一金 徴収金に相当する金額

一金 処分費

なお、期限迄に納付しないときは、告發するから念の
ため申添える。

右地方税法第二百二十六條の二及び國稅犯則取締法第十
四條の規定により通告する。

00787

昭和 年 月 日

(鳥 取 縣 知 事) 何 某 印
(地 方 事 務 所 長)

鳥取縣 郡市 町 (村) 大字 番地

何 某 宛

備考 年月日の箇所に鳥取縣 (地方事務所) の印を
押捺すること。

第四十四号様式

通 知 書

住 所 職 業 氏 名

地方税法違反事件嫌疑の報告があつたので調査したが
違反の心証を得ない。

右地方税法第二百二十六條の二及び國稅犯則取締法第十
九條の規定により通知する。

昭和 年 月 日

(鳥 取 縣 知 事) 何 某 印
(地 方 事 務 所 長)

住 所 何 某 宛

第四十五号様式

横 三 糶 縦 二十 糶

昭和 年 月 日 封 印
鳥 取 縣 知 事 (地 方 事 務 所)
執 行 吏 員 印
の

附 則

この條例は公布の日から施行する。

この條例中年税に關する部分は昭和二十四年度分から適
用する。但し電氣供給業、ガス供給業及び運送業に対す
る事業税に關する改正規定は、その料金について物價統
制令による統制額の改訂された月分から適用する。

昭和二十四年度分限り別表中地租及び家屋税の賦課率
については「百分の二百五十」を「百分の三百」と、事
業税については「百分の七、五」を「百分の九」「百分

00788

の「一、〇」を「百分の一、二」「百分の五、〇」を「百分の六、〇」と、特別所得税については「百分の四、〇」を「百分の四、八」「百分の五、〇」を「百分の六、〇」と読みかえるものとする。

昭和二十三年九月鳥取縣條例第五十九号鳥取縣ミシン税賦課徴收條例及び昭和二十三年九月鳥取縣條例第六十号鳥取縣庭園税賦課徴收條例はこれを廃止する。

昭和二十四年度分定期の賦課及び追徴を要する縣税は第八條の規定にかゝらず左に掲げる納期により、これを徴收する。

税目	納期
地租	八月二十日から同月三十一日限り
家屋税	同
事業税(第一期)	九月二十日から同月三十日限り
特別所得税(同)	同
船舶税	八月二十日から同月三十一日限り
電話税	同
軌道税	同
水利地益税反別割	十月二十日から同月三十一日限り

00789

◇鳥取縣條例第四十三号

昭和二十一年十月鳥取縣條例第十六号鳥取縣縣民税賦課徴收條例の一部を次のように改める。

昭和二十四年七月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣縣民税賦課徴收條例中改正條例

第一條中「事業所」の下に「業務所」を加える。

第四條第一項中「四百五十円」を「七百円」に改める。

第十五條を次のように改める。

第十五條 縣民税は左に掲げる納期においてこれを徴收する。但し第一期の納期について特別の事情がある市町村は條例をもつて第二期の納期までにおいて一特例を定めることができる。

第一期 九月二十日から同月三十日限り

第二期 十二月二十日から同月三十一日限り

附 則

この條例は公布の日から施行する。

昭和二十四年度に限り第四條中「七百円」とあるは「八

百四十円」と第十二條第三項中の「前年度縣民税の賦課期日現在の納税義務者数」とあるのは「前年度縣民税の賦課期日現在の納税義務者数及び算定期日現在における法人でない社團又は財團で代表者又は管理人の定のあるもの」と読みかえるものとする。

◇鳥取縣條例第四十四号

昭和二十三年七月鳥取縣條例第四十四号鳥取縣入場税酒消費税及び遊興飲食税賦課徴收條例の一部を次のように改める。

昭和二十四年七月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣入場税、酒消費税及び遊興飲食税賦課徴收條例中改正條例

第四條の二中「入場税、酒消費税及び」を削り同項を第二項とし第一項として次の一項を加える。
入場税及び酒消費税の徴收については国庫出納金端

数計算法の規定を準用しない。

第五條中「地方税法第七十五條に規定する催物又は設備の経営者又は主催者」を「地方税法第七十五條第一項の場所又は施設の主催者又は経営者(これらの場所又は施設を借り受けて行う場合は場所又は施設の経営者、但し特別の事情によりその旨を第六條第一項の申告書と同時に届け出たときはこの限りでない以下同じ)」に「小売業者」を「販売業者(地方税法第九十五條第一項の場所の経営者及び船車内における販売業者を除く)」に改め「地方税法第九十五條に規定する場所の経営者」の下に「又は芸者若しくはその営業について仲介をする者」を加える。

第六條中「第七十五條に規定する催物又は設備の経営者又は主催者」を「第七十五條第一項の場所若しくは施設の主催者又は経営者」に改める。

第七條第二項中「決定」の下に「又は更生」を加え第二項の次に次の三項を加える。

知事又は地方事務所長は前項の規定により徴収すべき税額を決定又は更生したときはこれを特別徴收義務者に通知しなければならない。

務者に通知しなければならない。
 前項の通知を受けた者がこれを不相当とするときは、その通知を受けた日から十日以内に必要な帳簿書類その他証憑を添えて知事又は所轄地方事務所長に再審査の請求をすることができる。
 前項の規定により再審査の請求があつたときは知事又は地方事務所長は更にこれを調査して請求人にこれを通知しなければならない。
 第九條を次のように改める。
 第九條 入場税の特別徴收義務者は別に定める縣の発行する証紙をもつて徴收しなければならない。但しまあじやん場、たまつき場の施設の利用の場合又は知事が特別の事由があると認めるときはこの限りでない。
 2 入場税の特別徴收義務者は前項但書の場合入場料金又は利用料金を領收したときは別記第五号様式又は第六号様式による入場券又は領收書を支拂者に交付しなければならない。

3 酒消費税及び遊興飲食税の特別徴收義務者は酒類の代金及び遊興飲食又は宿泊の料金を領收したときは別記第七号様式乃至第十号様式による領收書を支拂者に交付しなければならない。
 4 前二項の規定によつて領收書を支拂者に交付したときはその寫を保存しなければならない。

第十二條第一項中入場税の第一号中「入場人員」を「入場又は利用人員」に「入場料」を「入場料又は利用料」に第二号中「入場券又」を「証紙又は入場券若しくは」に改め、遊興飲食税の第四号を第五号とし第四号として次の一号を加える。

四、芸者の名称、出先の場所及び花代の金額
 同條第三項を削る。
 第十四條を削る。

別表酒消費税の項中「小売價格」を「販売價格」に遊興飲食税の項中賦課率の欄の第三号及び第四号を次のように改める。

三、前二号以外の遊興又は待合料理店、カフェーその

他客席で婦女が客を接待する場所及び旅館における飲食(宿泊に伴う飲食を除く)の料金百分の二十五
 四、宿泊仕出料理及び前二号以外の飲食の料金百分の十
 別記第二号様式を次のように改める。

昭和 年 月 日

経営(主催)場所

氏 名

知事宛
 (地方事務所長)

昭和 年 月 日 入場税徴收申告書

備物又は設備の種類	一人一回	入場人員	料金額	入場税額	非課税人員	料金額
	入場料	税額	人員	料金額	要	摘

備考 一、條例第二條第二項の場合には料金額欄に経費を記載のこと。

別記第三号様式中「小売」を「販売」に改め備考に次の

00792

一号を加える。
 二、酒の製造業者の自己消費分については「販売量」とあるのは「消費又は贈与量」と「販売代金」とあるのは「価格」と読みかえるものとする。
 別記第四号様式中仕出料理の賦課率「百分の二十五」を「百分の十」に改める。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

◇鳥取縣條例第四十五号

昭和十九年四月鳥取縣條例第二号鳥取縣稅目的稅都市計
 画稅賦課率條例の一部を次のように改める。
 昭和二十四年七月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣稅目的稅都市計画稅賦課率條例中改正條例
 第一條中「(第一種事業)」を「法人(特別法人を除く)
 及び第一種事業」に「二錢九厘」を「三錢一厘」に改
 める。

附 則

この條例は昭和二十四年度分から適用する。

◇鳥取縣條例第四十六号

保健婦養成講習受講料徵收條例を次のように定める。

昭和二十四年七月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

保健婦養成講習受講料徵收條例

第一條 保健婦規則第八條の規定による講習を受けようとする者はこの條例の定めるところにより受講料を納付しなければならない。

第二條 受講料は月額三百円とし毎月十日までにこれを納付しなければならない。

第三條 休講が全月にわたつた場合は、その月の受講料はこれを徵收しない。

第四條 受講料納期後二十日を過ぎてなおこれを納付しない者は受講させないことができる。

前項により受講することができない者に対しては受講

00793

料を追徴しない。
 第五條 この條例により納付した受講料はこれを還付しなす。

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。

◇鳥取縣條例第四十七号

昭和二十四年三月鳥取縣條例第二十四号医薬品販売業者
 認定試験手数料徵收條例の一部を次のように改正する。
 昭和二十四年七月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

医薬品販売業者認定試験手数料徵收條例中改正條例
 「医薬品販売業者」の下に「並びにその他の」を加え第
 一條に次の條項を加える。

- 屠場許可手数料 一件につき 千円
- 屠畜営業許可手数料 同 三百円
- 屠牛鑑札交付手数料 同 百円

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。

規 則

◇鳥取縣規則第六十一号

昭和二十二年七月鳥取縣規則第十三号鳥取縣稅賦課徵收
 條例等施行規則の一部を次のように改める。
 昭和二十四年七月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣稅賦課徵收條例等施行規則中改正規則
 第八條の二中「條例第二十一條第二項」の下に「及び入
 場稅酒消費稅及び遊興飲食稅條例第七條第三項」を加
 える。

第十七條第二項及び第三項中「縣出納員」を「出納長」
 に改める。

第十八條の次に次の三條を加える。

第十八條の二 檢稅吏員は犯則嫌疑者が提出した物件
 帳簿書類を領置したときは封印その他の標識をなし
 別記第三十二号の三様式の領置調書を調製しなけれ

ばならない。
 第十八條の三 国税犯則取締法第十一條の規定による引續書は別記第三十二号の四様式、同法第十三條の規定による報告書は別記第三十二号の五様式、同法施行規則第五條の規定による通知書は別記第三十二号の六様式による。
 第十八條の四 知事又は地方事務所長は別記第三十二号の七様式及び第三十二号の八様式により犯則者通告処
 第十一号様式

分台帳及び犯則者処分猶予台帳を備え、これを整理しなければならぬ。
 別記第一号様式の電話加入権税の台帳様式中「電話加入権税」を「電話税」に改める。
 別記第二号様式の電話加入権の台帳様式中「電話加入権」を「電話」に改める。
 別記第十一号様式乃至第十三号様式を次のように改める。

昭和 年 月 日 市 町 村 長 印

知事 (地方事務所長) 宛
 昭和 年度縣民税賦課額決定報告

縣民税 配当額	決定賦課額	一人当最高		一人当最低		實際賦課した人員	納税義務者数	計	地方税法第四十七條但書の員決定月日
		法人	個人	法人	個人				

第十二号様式

土地評定賃賃價格台帳

納税義務者住所及び氏名又は名称
 納税管理人の住所及び氏名

何何 町市(村) 役役 場所

備考 一、地方税法第百四十六條の場合には所有者欄を記載しないこと。
 第十三号様式

何何 町市(村) 役役 場所

00796

納税義務者住所及び氏名又は名称		納税管理人の住所及び氏名		異動及び現在額		家屋の所在	種類	建築年月日	用途	構造	床面積	積算	評定価格	家屋税	所有者	摘要
大字	地番										一階 以外	計				

備考 一、地方税法第百四十六條の場合には所有者欄を記載しないこと。

別記第十七号様式に次の備考を加える。

一、電気ガス供給業及び運送業の場合は第七の「所得金額」とあるのは「収入金額」と第八の「所得総額」とあるのは「収入総額」と読みかえるものとする。

別記第十七号の二様式を次のように改める。

第十七号の二様式

事業税(個人)及び特別所得税

昭和年 分(事業) 税課税標準決定通知書

事業の種類

業

(表)

所得金額	税額
円	円

右の通り決定したから通知する。

昭和 年 月 日

地方事務所長 印

注意 この決定に不審あるときはこの通知を受けた日より十日以内に必要なる帳簿書類及び通知書を添付し再審査の申立をすることが出来る。

00797

(裏)

市郡	町大字
	村大字
	殿
	地方事務所

備考 一、電気ガス供給業及び運送業の場合には「所得金額」とあるのは「収入金額」と読みかえるものとする。

別記第十七号の三様式に次の備考を加える。

一、電気ガス供給業及び運送業の場合には「事業所得決定通知書」とあるのは「事業収入金額決定通知書」と読みかえるものとする。

別記第十七号の四様式を次のように改める。

第十七号の四様式

(事業税及び特別所得税以外)

決定通知書	税
税目	昭和 年度
期間	
課税標準額	
備考	

右の通り決定したから通知する。

昭和 年 月 日

地方事務所長 印

注意 この決定に不審あるときは、この通知を受けた日より十日以内に必要なる帳簿書類及び通知書を添付し、再審査の申立をすることが出来る。

備考 物件の取得分の場合には期間を空欄として備考欄にその物件の番号その他必要事項を記入のこと。

別記第三十二号の二様式の次に次の六様式を加える。

第三十二号の三様式

領置調ノ書

00798

犯則嫌疑者何某に対する地方税法違反事件につき昭和
年 月 日本職は差出人の任意提出に係る左
記物件を証拠品として別紙領置目録の通り領置した。
昭和 年 月 日

鳥取縣(地方事務所) 検税吏員 某 ㊦
事務吏員 何

別紙

領置目録	領置検税吏員				
	氏名	職名			
番号	品名又は 名称	数量又は 個数	物件所持者 の住所氏名	封印の方法 及び個所数	備考

第三十二号の四様式

犯則事件引継書

一、犯則嫌疑者

住所

職氏名

(法人の場合はその法人名と責任者を区
分して明記すること)

二、犯則事件名

三、該当法令條項

四、犯則事実

五、添付記録及び証拠品

右引継致します。

昭和 年 月 日

鳥取縣(地方事務所) 検税吏員

事務吏員 何 某 ㊦

鳥取縣(地方事務所) 検税吏員

事務吏員 何 某 宛

第三十二号の五様式

犯則事件報告書

住所

職氏名

右の者に係る地方税法違反事件につき取調べたところ
別紙頭末書の通りであるから一件書類左記目録の通り

00799

添え報告します

昭和 年 月 日

鳥取縣(地方事務所) 検税吏員

事務吏員 何 某 ㊦

知 (地方事務所長) 事宛

目録

一、臨検捜索差押許可状

一、臨検捜索頭末書

一、差押頭末書

一、差押目録

一、保管証

一、質問頭末書

一、.....

一、.....

参考

脱税額

罰金見込額

履行能力

通 通 通 通 通 通 通

第三十二号の六様式

差押物件保管通知書

一、何々何程

右何 某地方税法違反事件に関する差押物件は何市
(町村) をして保管させたから通知する。

昭和 年 月 日

鳥取縣(地方事務所) 検税吏員

事務吏員 何 某 ㊦

住所

氏名宛

第三十二号の七様式

犯則者通告処分台帳

犯目	犯則	住所氏名	生年月日	告発理由	告発年月日	年月日決	裁判所名	罰科金額	徴收金額	裁判審級	犯則度数	摘要	
犯則年月日	調査着手年月日	報告年月日	担当検税吏員	通告年月日	履行年月日	処分年月日	罰科金額	徴收金額	罰科金額	徴收金額	罰科金額	徴收金額	罰科金額
分	処	告	通	司	法	分	処	法	司	摘	要		
処分費	徴收金額	罰科金額	処分事項	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	

備考

- 一、犯目欄には、犯則事件名を記入のこと。(例えば入場税関係事件、遊興飲食税関係事件等の如し)
- 二、犯則事実欄には、その行為及び連脱税額を記入のこと。
- 三、差押物件の運搬費、保管費は処分費欄に区分掲記すること。
- 四、告発事由欄には例えば居所不明につき担当検税吏員直接告発通告不履行告発と掲記すること。
- 五、通告不履行のため、告発したときは、通告処分欄に斜線(朱線)を施し抹消のこと。
- 六、摘要欄には併合罰、不起訴無罪判決などの事由を掲記すること。

第三十二号の八様式

犯則者処分猶予台帳

犯目	犯則	住所氏名	生年月日	処分	猶予	及び	取消	事由	摘要
犯則年月日	報告年月日	報告年月日	担当検税吏員	差押物件数量	猶予決定年月日	訓練年月日	猶予取消年月日	期間満了年月日	不問決定年月日
犯目	犯則	住所氏名	生年月日	処分	猶予	及び	取消	事由	摘要

備考

- 一、期間満了年月日の欄には、猶予期間満了年月日を記入のこと。
- 二、処分猶予決定と同時に、条件附で不問決定をした

附 則

ときは、その条件成就の日の翌日を以て不問決定年月日とし整理すること。

この規則は公布の日から施行する。

この規則中年税に関する部分は昭和二十四年度分から適用する。但し電気供給業、ガス供給業及び運送業に対する事業税に關する改正規定は、その料金については物價統制令による統制額の改訂された月分から適用する。

鳥取縣公報

條例

◇鳥取縣條例第四十八号

鳥取縣立科学館設置條例を次のように定める。

昭和二十四年七月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣立科学館設置條例

第一條 鳥取縣立科学館を鳥取市に設置する。

第二條 科学館は縣民の科学知識の普及向上と科学教育の振興を図ることを目的とする。

第三條 この條例施行のため必要な事項は別にこれを定める。

附則

1、この條例は公布の日からこれを施行する。
2、昭和二十二年五月鳥取縣規則第四十三号鳥取縣立公

(5) 昭 24(7)20日

昭和二十四年七月一日 金曜日
外 号

本書ノ式 六國定規格A5判

民館規程は廢止する。

告示

◇鳥取縣告示第三百七十一号

鳥取縣勞働文庫規程（昭和二十二年十月二十八日告示第四百八十号）の一部を次のように改める。

昭和二十四年七月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條中「鳥取縣立鳥取公民館」を「鳥取縣立鳥取図書館」に改める。

教育委員會訓令

◇鳥取縣教育委員會訓令甲第一号

鳥取縣立鳥取図書館分館規程（昭和二十二年十一月二十

00804

七日鳥取縣訓令甲第五十四号)の一部を次のように改める。
昭和二十四年七月一日

鳥取縣教育委員会

第一條中「米子市及び倉吉町に」を「米子市、倉吉町及び根雨町に」「米子分館」及び「倉吉分館」とを「米子分館」「倉吉分館」及び「日野分館」とに改める。

第二條中「東伯郡倉吉町に」の下に「日野分館」は日野郡根雨町に」を加える。

教育委員會規則

鳥取縣教育委員會規則第十一号

鳥取縣教育委員會は鳥取縣立科學館設置條例により鳥取縣立科學館規程を次のように定める。
昭和二十四年七月一日

鳥取縣教育委員會

鳥取縣立科學館規程

第一條 鳥取縣立科學館(以下單に科學館と稱する)は、鳥取縣立科學館設置條例第二條の目的により自然科學を基調とする実験、実習、研究設備を設け、生産生活の科學化の促進を図る綜合研究指導機關として一般に開放する。

第二條 科學館は前條により左の事業を行う。

- 1、自然科学諸分科の資料の蒐集並びに展示
- 2、実験実習施設の開放
- 3、科學的諸事象の研究調査
- 4、科學教育の普及
- 5、移動科學館の運営
- 6、研究、指導機關との連絡
- 7、發明、發見の奨励並びに試作
- 8、科學に関する相談並びに指導
- 9、研究グループの特別指導
- 10、その他目的達成のため必要なこと

第三條 科學館に左の職員を置く。

館長

00805

主事

技師

前項職員の外に囑託、雇員及び傭人を置くことができる。

第四條 館長は教育長の命をうけて館務を掌理し館内職員を指揮監督する。館長事故あるときは特に命ぜられた者がこれを代行する。

主事は館長の命をうけて庶務會計に従事する。技師は館長の命をうけて研究指導に従事する。囑託は技師の研究指導を補助する。

雇員及び傭人は上司の命をうけて館務に従事する。

第五條 館長、主事、技師、囑託並びに雇員は教育委員會が、傭人は館長が任免、委囑又は解囑をする。館長が傭人を任免したときは遅滞なく教育委員會に報告する。

第六條 科學館の円滑な運営を期するため官公吏、学識経験者を充て科學館運営委員會を設ける。

第七條 科學館運営委員會は科學館の運営に關し、館長

を通じて教育長の諮問に応じ助言を行う。

第八條 科學館運営委員會の委員は十名以内とし、教育委員會の承認を得て館長が委囑又は解囑する。任期その他必要な事項は館長が定め教育長に届出する。

第九條 館長は左の事項については教育長の認可をうけなければならない。

- 一、館則の設定改廃に關すること
- 二、職員の縣外出張に關すること
- 三、その他重要な事項に關すること

第十條 館長は次の事項を専決することができる。

- 一、職員の事務分掌並びに研究科目の認定に關すること
- 二、職員の縣内出張に關すること
- 三、職員の服務に關する願、届の処理に關すること
- 四、職員の時間外勤務に關すること
- 五、雇員及び傭人の賞罰に關すること
- 六、その他軽易な事務に關すること

